

瀬戸内市文化協会規約

(名称)

第1条 本会は瀬戸内市文化協会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は瀬戸内市中央公民館内に置く。

(目的)

第3条 本会は瀬戸内市における芸術文化の継承と発展に寄与するとともに、情操豊かな市民文化の向上に資することを目的とする。

(組織)

第4条 本会の目的に賛同する瀬戸内市内の文化団体・個人をもって組織する。

(事業)

第5条 本会は第3条の目的達成のため、関係機関と協議し、以下の事業を行うものとする。

- (1) 瀬戸内市文化協会合同祭の実施
- (2) 各町の文化祭への参加
- (3) 各部の展示及び発表会の開催
- (4) 本会の発展に功労のあった者の顕彰
- (5) 会報の発行
- (6) その他必要な事業

(部)

第6条 本会に次の部を置く。

- ⑤ 洋楽部 ② 演劇部 ③ 邦楽部 ④ 舞踊部
- ⑤ 吟剣詩舞部 ⑥ 絵画部 ⑦ 工芸・デザイン部
- ⑧ 陶芸部 ⑨ 書道部 ⑩ 写真部 ⑪ 文芸部 ⑫ 華道部
- ⑬ 茶道部 ⑭ 将棋・囲碁部 ⑮ 民俗・歴史研究部
- ⑯ 園芸部 ⑰ その他

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 常任理事 若干名
- 4. 理事 5. 事務局長 1名 6. 監事 2名

(役員の選出)

第8条 役員は次の方法で選出する。

- (1) 理事は加盟の団体または個人から各1名選出する。
- (2) 常任理事は各部の理事会で選出する。
- (3) 会長は常任理事会で選出する。副会長は常任理事会において互選する。
- (4) 監事は常任理事会において理事の中から選出する。
- (5) 事務局長は会長が委嘱する。
- (6) 本会には、名誉顧問・顧問・参与・特別会員を置くことができる。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 事務局長は庶務・会計事務にあたる。
- (4) 常任理事は各部の関係団体を代表し、常任理事会を組織し会務の企画に当たる。
- (5) 理事は理事会を組織し、会務の運営にあたる。
- (6) 監事は会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(役員の補欠)

第11条 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は任期が満了の後も後任者が決定するまでは、その任務を行うものとする。

(会議)

第12条

- (1) 総会は、理事以上で構成し、決議機関とし、毎年1回以上開く。常任理事会並びに理事会は、会長がこれを招集する。会議の議長は会長があたり、会議は定数の半数以上の出席(委任状を含む)がなければ開くことができない。総会の議決は、出席者の過半数を持って決し、賛否同数の時は議長の決するところとする。
- (2) 幹部会は会長・副会長・事務局長・関連の常任理事をもって構成し、緊急を要する事項を専決処理し、事後常任理事会の承認を得るものとする。
- (3) 常任理事会は、会長・副会長・常任理事・事務局長をもって構成する。
- (4) 理事会は、会長・副会長・常任理事・理事・事務局長・監事をもって構成する。

(名誉顧問・顧問・参与・特別会員)

第13条 名誉顧問・顧問・参与及び特別会員は、常任理事会に諮り会長が委嘱する。

名誉顧問・顧問及び参与は会長の相談にのる。

(会計)

第14条 本会の経費は、次のものをもってこれを充てる。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金その他

(入会)

第15条

本会への入会は、次のとおりとする。

- (1) 新規加入希望の団体・個人は、書面をもって事務局に申し込むこと。
- (2) 加入決定は会長が決める。
- (3) 新規入会決定の団体・個人は、会費2,000円を納入すること。

(規約)

第16条

本会の規約の改正は、常任理事会の提案を経て総会において決することができる。

本会の規約の運営に必要な細則は、常任理事会の承認を得てこれを定めることができる。

(会計年度)

第17条

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

細則

第1条

本会の名誉を著しく傷つける団体等は、退会しなければならない。前項の決定は常任理事会に諮り、書面をもって通知する。

第2条

顕彰については、常任理事会に諮り会長が決める。

ア、表彰状（多年にわたり常任理事以上を務めた者）

イ、感謝状（多年にわたり理事を務めた者）

ウ、また、該当条件を満たす優良な団体・個人がある場合、関係機関等に推薦をすることができる。

第3条

慶弔については次のとおりとする。

会員本人の死亡（「役員・理事名簿」に記載の方）の場合

・理事、常任理事・・弔電　　・幹部会役員・・生花1基

・顧問、参与・・幹部会で協議（当面は生花1基）

上記の費用は、雑費から支出する。

会費は、年2,000円（第7条に規程する役員）とする。

第4条

会費を2年未納のときは、退会とみなす。

附則

この規約は、平成17年6月12日から施行する。

この規約は、平成19年6月、21年6月、25年5月、27年5月に一部改正し、施行する。

この規約は、平成28年5月24日に一部改正し、施行する。

この規約は、平成29年5月23日に一部改正し、施行する。

この規約は、令和2年6月2日に一部改正し、施行する。

この規約は、令和4年5月22日に一部改正し、施行する。